明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一三）　一

○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**一四）　四

○木材統計調査規則の一部を改正する省令（**農林水産**六七）　七

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**五九二～五九四）　九

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三六一）　一〇

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**同**三六二）　三五

○木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二一四二）　四〇

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（**経済産業**二九一）　四四

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**一一八～一一三五）　四六

○少数生産車の型式を承認した件（**同**一三六～一四二）　五一

○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（**同**一四三、一四四）　五二

○横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**五二）　五三

○船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示（**同**五三）　五五

〔公　告〕

諸事項

官庁
入札、建設業の許可の取消処分関係　五五

裁判所
破産、免責、再生関係　五六

特殊法人等
弁理士登録関係　一〇二

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一〇三

会社その他　一〇四

会社決算公告　一〇五

省令

○外務省令第十三号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。